

山口県報

平成18年
5月23日
(火曜日)

(号外-35)

目次

細川公衆.....
細川公衆.....



監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成18年5月23日

監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

近年、台風や地震による大きな災害が全国各地で発生しており、県内においても台風等による甚大な被害が発生している。これらの災害による被害を最小限に食い止め、県民の安心及び安全を確保するためには、常に災害の発生を予期した備えをしておく必要がある。

山口県監査委員	村田哲雄
同	小泉利治
同	竹田義廣
同	村田博

県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき山口県地域防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、災害の予防、災害発生時の組織体制及び所掌事務、災害応急対策等について定めている。

防災計画においては、災害応急対策の一つとして、災害応急対策用資機材及び災害救助物資等（以下「防災資機材」という。）の整備等について定めており、防災資機材の管理及び活用については、それぞれを所管する部署が責任分担に従って対応することとされている。

ついでには、風水害を中心とした自然災害への対応に関し、防災計画に掲げられている防災資機材が適正に管理されているかという観点から監査を実施した。

2 監査の対象事務

監査の対象は、防災計画に基づいて県が整備し、又は備蓄する防災資機材の管理等の事務（これらの事務を外部に委託している場合を含む。）及び民間団体等との協定による防災資機材の確保（以下「流通備蓄」という。）に係る事務とした。

3 監査の対象機関等

防災資機材の種類に応じて、県の機関を实地に監査するとともに、県との間で防災資機材の管理に関する契約（以下「管理委託契約」という。）又は防災資機材の確保に関する協定（以下「備蓄協定」という。）を締結している関係人について、地方自治法第199条第8項の規定による調査（以下「関係人調査」という。）を行った。

監査対象機関及び調査対象関係人は、次のとおりである。

(1) 監査対象機関

防災資機材の種類	監査対象機関
災害応急対策用資機材	消防防災課、監理課
災害救助物資	厚政課、生産流通課、岩国健康福祉センター、柳井健康福祉センター、宇部健康福祉センター、萩健康福祉センター、大島社会福祉事務所
水防資器材	監理課、河川課、岩国土木建築事務所、周南土木建築事務所、柳井土木建築事務所、大島土木建築事務所、山口土木建築事務所、阿東土木建築事務所、防府土木建築事務所、山口土木建築事務所、美祿土木建築事務所、下関土木建築事務所、豊田土木事務所、長門土木建築事務所、萩土木建築事務所
医薬品・医療資器材	薬務課、県立総合医療センター
防疫資器材	健康増進課、岩国健康福祉センター、柳井健康福祉センター、宇部健康福祉センター、萩健康福祉センター

衛生資機材 廃棄物・リサイクル対策課

(2) 調査対象関係人

防災資機材の種類	調査対象関係人
災害応急対策用資機材	自衛隊 (陸上自衛隊第7普通科連隊山口駐屯地)
災害救助物資	山口農協直販株式会社、生活協同組合コープやまぐち、マックスバリュ西日本株式会社山口事業部

4 監査の実施時期、実施方法等

(1) 実施時期

平成17年8月1日から平成17年11月21日までの間に実施した。

(2) 実施方法

監査対象機関から事前に監査資料の提出を求め、実地監査を実施した。
また、実地監査と並行して管理委託契約及び備蓄協定に係る関係人調査を行った。

(3) 監査対象時期

原則として、平成16年度を対象とした。
なお、原則として、平成16年度の防災計画を基準として監査を実施した。

5 監査項目及び監査の着眼点

監査する項目及び項目ごとの監査の着眼点は、次のとおりとした。

(1) 防災資機材の管理体制

ア 管理体制は整っているか。
イ 分掌事務が職員に周知徹底されているか。

(2) 防災資機材の保管状況

ア 保管場所が適切に確保され、配置されているか。
イ 防災資機材の保管方法は適切か。
ウ 防災資機材の点検は行われているか。
エ 防災資機材の機能及び品質は保持されているか。
オ 災害発生時に迅速な対応が可能か。

(3) 防災資機材の管理の委託

ア 委託先との連携は十分か。
イ 委託先において防災資機材の点検が行われているか。
ウ 管理委託契約の内容の見直しが行われているか。

(4) 流通備蓄

ア 必要な防災資機材が確保されているか。
イ 備蓄協定先との連携は十分か。
ウ 防災資機材の品目、数量等の見直しが行われているか。

第2 監査の結果

1 概要

(1) 防災資機材の管理体制

県が備蓄して保管している防災資機材の管理については、関係法令及び防災計画を更に実効性のあるものとするために、各所管部署において個別の実施マニュアルを定め、その内容を職員に周知するとともに、担当業務の配分、配備等を行っている。

しかしながら、監査対象機関から防災体制の状況について聴取したところ、防災に関する事務を所管する部署相互の連携又は職員の担当業務に対する認識が不十分な部署が認められたことから、防災計画等に定めた業務分担の徹底を図り、職員の担当業務に対する認識を一層深める必要がある。

(2) 防災資機材の保管状況

県は、市町村の防災業務が円滑かつ効果的に実施できるよう援助し、防災活動の総合調整を行うという立場から、市町村の防災資機材の保有状況を勘案しながら、県の保有する防災資機材の整備を行っている。

県が保有する防災資機材は、災害応急対策用資機材、災害救助物資（生活必需品等）、水防資器材、医薬品・医療資器材、防疫資機材（消毒用噴霧器）及び衛生資機材（仮設トイレ）である。

これらの防災資機材について実地監査したところ、防災計画に掲げられている品目及び数量と一部において相違があったものの、おおむね防災計画に定める数量等が確保され、良好に管理されていると認められたが、次のような管理上の問題点が見受けられた。

ア 医薬品・医療資器材については、総合医療センターにおいてラック備蓄（有効期限が近づいたものを一般診療用として払い出し、その払い出したものを補充する方式により行う備蓄をいう。以下同じ。）が行われているが、医療資器材の一部に有効期限切れ又は有効期限切れ直前のものが見受けられたことから、定期的に点検を行う必要がある。

イ 水防資器材は、各土木事務所に保管されているが、整理状態が十分でない土木事務所が見受けられたので、定期的に点検を行うとともに、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

(3) 防災資機材の管理の委託

県は、自衛隊との間で災害救援に必要な資機材の保管等に関する契約を締結しており、管理を委託している防災資機材は、県内の10箇所の自衛隊基地等に保管されている。

この防災資機材は、災害発生時に、知事の派遣要請に基づいて自衛隊が災害応急活動を行う際に使用されるものである。

陸上自衛隊第17普通科連隊山口駐屯地に対して関係人調査を行った結果、防災資機材は倉庫内に区分されて整理され、品目別に表示されている等その保管及び管理の状況は良好と認められたが、一部において始動不能により使用できないものが存置されていた。

このことは、県が防災資機材の状態を的確に把握していなかったことによるものと認められることから、定期的に点検及び確認を行うことにより、管理を委託している防災資機材の状態を把握し、その機能の保持を図る必要がある。

また、自衛隊の災害応急活動が円滑に行われるためには、管理を委託する防災資機材の整備及び更新等について、自衛隊と意見交換を行う必要がある。

(4) 流通備蓄

県は、災害時における救助活動、医療救護活動及び応急用食料等の供給を行うため、備蓄協定を締結し、災害救助物資（食料、生活必需品等）、災害応急対策用資機材（大型重機等資機材）、医薬品・医療資器材（医薬品、衛生材料等）及び衛生資機材（仮設トイレ）の確保を図っている。

このような流通備蓄は、経済的かつ効率的な優れた方法であるものの、備蓄協定に定める事項の円滑な実施を図らなければ、災害発生時に迅速な対応ができなくなるおそれがある。

協定先に対して関係人調査を行った結果、県は、協定先の連絡責任者の確認並びに物資の確保可能数量及び輸送手段等の把握を定期的に行っていないと認められることから、協定先と意見交換を行う等して連携を強化する必要がある。

また、流通の環境の変化に対応して、調達する物資の品目及び備蓄協定の相手方とする団体等の拡充についても検討する必要がある。

2 監査対象機関別の監査結果

監査は、対象とした機関について監査項目を設定して実施したところであり、これらを監査対象機関別に見た結果は、次のとおりである。

(1) 消防防災課

消防防災課は、災害対策についての総合調整に関する事務を所管しており、防災計画の見直し等についての中核的な役割を担っている。

ア 防災計画

県は、災害対策基本法第4条に規定する責務を有している。また、都道府県防災会議は、同法第40条の規定に基づいて防災計画を作成することとされている。

防災計画は、昭和38年7月に作成され、その後適宜修正が加えられて現在に至っている。防災計画の見直しについては、消防防災課が関係課等と調整を行い、必要な事項を山口県防災会議に諮って決定している。

防災計画を精査した結果、本編と資料編において整合していない記述が見受けられたことから、記述内容の調整を行う必要がある。

イ 管理委託契約

県は、昭和46年3月に、自衛隊との間で災害の救援に際して必要な資機材の保管等に関する契約を締結し、これまで管理を委託する防災資機材の整備及び充実を図ってきた。

今回、陸上自衛隊第17普通科連隊山口駐屯地に対して関係人調査を行った結果、防災資機材は、倉庫内に整理整頓とんされ、保管場所及び品目の標示、数量の把握等は行われていたが、一部の品目について、契約に定める数量と実地監査した数量が異なっているものが認められた。

なお、消防防災課が平成15年12月に防災資機材の調査を実施した結果、一部のチェンソー及び山林消火器に不具合なものが確認されていたにもかかわらず、県は、修繕、更新等を行っていないかった。

このため、管理を委託している防災資機材を定期的な点検し、その機能を保持しておく必要がある。

なお、関係人調査の際に、自衛隊から、年式が古く、実用性に問題がある防災資機材の更新について意見が出されたこと、近年、災害発生時に有効な防災資機材が開発されていること等から、防災資機材の整備について自衛隊と意見交換を行う必要がある。

災害応急対策用資機材の管理委託先、品目及び数量

管理委託先	品目	数量
陸上自衛隊第17普通科連隊山口駐屯地、陸上自衛隊第13飛行隊防分基地、海上自衛隊第31航空群岩国航空基地、海上自衛隊第111航空隊岩国航空基地、海上自衛隊小月教育航空方面航空基地、海上自衛隊西部航空方面航空基地、航空自衛隊教育隊防南基地、航空自衛隊航空教育隊防南基地、航空自衛隊航空教育隊防南基地	国土地理院地図	12式
	GPS	18式
	組立水槽	5式
	溶解機	1台

自衛隊第12飛行教育団防衛北基地、航空自衛隊第17警戒群

動力ポンプ	1台
水のう	6式
ホース	8式
チェンソー	51台
なた	90本
手のこぎり	70本
かま	402本
発電機	1台
投光器	10式
コードリール	10式
キャットライト	293式
給水タンク	10式
チルホール	3式
エンジンカッター	6台
三ツくわ	50本
剣スコップ	300本
山林消火器	69台

注 数量は、平成17年6月1日現在において自衛隊に管理を委託している各災害急応対策用資機材の総数である。

(2) 厚政課

厚政課は、健康福祉部の主管課であり、災害救助法に基づいて設置された山口県災害救助基金の管理、災害救助マニュアルによる災害救助物資の管理及び流通備蓄に関する事務を所管している。

ア 山口県災害救助基金

山口県災害救助基金は昭和38年度から積立が行われており、平成16年度末における基金の残高は、現金が666,227,257円、備蓄物資が41,595,103円であり、その合計額は707,822,360円となっている。

基金に属する現金は、基金現金台帳により出納管理が行われているとともに、その運用利息は、基金元本に繰り入れられている。

災害救助物資については、災害発生時に迅速に対応できるように緊急に必要な品目について備蓄が行われており、受払いの管理簿により管理されている。

る。

イ 災害救助物資

(7) 災害救助物資の備蓄の基準

災害救助物資の備蓄の基準は、阪神・淡路大震災を契機として、平成8年4月に、山口県防災会議震災対策専門部会において、次のような被害の想定のもとに設定された。

a 被害の想定の内容

項 目	被害の想定
全壊家屋数	606戸
半壊家屋数	4,324戸
出火数	52件
死者数	40人
負傷者数	137人
り災者数	14,076人

b 備蓄の基準の品目及び数量

備蓄を行う災害救助物資の品目及び数量については、長期の保存が可能な品目とされ、想定される被害に対して即時に対応することが可能な最低限の必要量とされているが、災害対策基本法においては市町村に緊急措置が義務づけられていることから、県と市町村はそれぞれ被害の想定量の2分の1に対応できる数量を基準数量としている。

県の備蓄の基準の品目及び数量

災害救助の内容	品 目	数 量	備 考
飲料水の供給	給水ポリ袋	7,000個	折り畳み式のもの
	毛布	6,000枚	
生活必需品の供与	タオルケット	2,000枚	真空パックされたもの
	住宅の応急修理	防水シート	

(4) 災害救助物資の購入状況

災害救助物資は、平成8年度に一括して購入されており、その後購入された実績はない。

平成 8 年度の購入品目、数量及び金額等 (単位 枚、円)

購入品目	数量	購入金額
毛布	11,400	9,374,300
タオルケット	4,000	8,528,400
防水シート	4,400	17,198,940
給水ポリ袋	14,000	1,413,160
合計		46,514,800

(7) 災害救助物資の保管及び管理

厚政課が災害救助物資を保管している場所は、旧消防学校、旧山口環境保健所、旧光林園及び消防防災航空センターの 4 箇所である。

災害救助物資の保管及び管理の状態はおおむね良好で、受払いの状況も記録されていた。

a 旧消防学校

災害救助物資は、大小 2 箇所の倉庫に保管され、災害救助物資の保管場所である旨を示す標示がされていた。また、災害救助物資は、その品目及び数量が表示された段ボール箱により品目別に整理整頓とんざられており、その数量等の確認及び搬出入も容易であった。

数量の実地監査を行った結果、その数量は管理簿と一致しており、品質等の問題も認められなかった。

実地監査の結果

(単位 枚)

品目	数		量	
	計画 (A)	実数 (B)	(B) - (A)	
タオルケット	2,464	2,453	△ 11	
給水ポリ袋	5,600	5,200	△ 400	
防水シート	2,402	2,310	△ 92	

注 計画の数値は平成 17 年 1 月 1 日現在の災害救助マニュアルに記載されている数量であり、実数の数値は監査において確認した数量である。以下 b の表、c の表及び d の表において同じ。

b 旧山口環境保健所

災害救助物資は、その保管場所である旨を示す標示のない車庫に保管

されていた。また、災害救助物資は、その品目及び数量が表示された段ボール箱により整理整頓とんざれていたが、車庫内は狭あいだで室内灯がなく、曇天の日又は夜間における災害救助物資の数量の確認又は搬出入が困難であることから、保管場所の改善について検討する必要がある。

数量の実地監査を行った結果、その数量は管理簿と一致しており、品質等の問題も認められなかった。

実地監査の結果

(単位 枚)

品目	数		量	
	計画 (A)	実数 (B)	(B) - (A)	
毛布	5,170	5,296	126	

c 旧光林園

災害救助物資は、建物内に保管され、災害救助物資の保管場所である旨を示す標示がされていた。また、災害救助物資は、その品目及び数量が表示された段ボール箱により品目別に整理整頓とんざられており、その数量等の確認及び搬出入が容易であった。

数量の実地監査を行った結果、その数量は管理簿と一致しており、品質等の問題も認められなかった。

実地監査の結果

(単位 枚)

品目	数		量	
	計画 (A)	実数 (B)	(B) - (A)	
毛布	1,400	1,400	0	
タオルケット	300	300	0	
給水ポリ袋	1,200	1,200	0	
防水シート	400	400	0	

d 消防防災航空センター

災害救助物資は、事務所内に保管され、災害救助物資の保管場所である旨を示す標示がされていた。また、災害救助物資は、その品目及び数量が表示された段ボール箱により整理整頓とんざれていた。

数量の実地監査を行った結果、その数量は管理簿と一致しており、品質等の問題も認められなかった。

実地監査の結果

(単位 枚)

品 目	数 量		
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) - (A)
毛布	30	30	0

ウ 流通備蓄

(7) 備蓄協定

県は、県内の9団体等と備蓄協定を締結し、災害発生時における応急用食料及び生活必需品等を確保している。

このうち、食料等供給の協定先である山口農協直販株式会社、生活協同組合コープやまぐち及びマックスバリュ西日本株式会社山口営業本部の3社を抽出して関係人調査を行った。

備蓄協定先

協 定 先	締結年月日	品 目	目
株 式 会 社 丸 久	平成9年2月25日	1から29まで	
山口県パン工業協同組合	" "	3及び5	
山口県乳業協同組合	" "		
生活協同組合コープやまぐち	" "	1から6まで、7、10、11、15から18まで、21、23から27まで及び29	
株 式 会 社 下 関 大 丸	" "	1から29まで	
株 式 会 社 ち ま き や	" "	1から6まで、8から10まで、18から21まで、23及び25から29まで	
株式会社近鉄松下百貨店	" "	1から6まで、9から14まで及び19から21まで	
山口農協直販株式会社	平成13年4月1日	1	
マックスバリュ西日本株式会社	平成15年2月25日	1から8まで及び15から29まで	

注 備考欄の数字は、次の(イ)の表の番号欄の番号である。

(イ) 協定の内容

協定書には、流通備蓄に係る基本的な事項が定められているが、具体的な連絡方法等が定められていないため、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるかどうか懸念される。協定の内容が実効性のあるものとするためには、協定書等の内容を検討し、その見直しを行う必要がある。

また、定期的な連絡会議及び訓練が実施されていないことから、意見交換を行うことにより、共通の理解及び連携の強化を図る必要がある。

更に、生活必需品等は、近年、優れた製品が開発されていることから、適宜品目の見直しを行う必要があるとともに、流通の環境も変化していることから、協定先の見直し又は拡充について検討する必要がある。

流通備蓄の品目及び数量

番号	品 目	数 量
1	精米	62,300Kg
2	即席めん	46,200食
3	おにぎり	29,800個
4	弁当	5,910食
5	パン	59,550個
6	缶詰	57,350個
7	育児用調製粉乳	650個
8	水(ペットボトル入り)	15,400本
9	毛布	1,200枚
10	タオル	6,700枚
11	下着	6,820着
12	トレーニングウェア	850着
13	敷物類	630枚
14	雨具類	690組
15	軍手	6,000双
16	紙おむつ(大人用)	7,100枚
17	紙おむつ(子ども用)	16,800枚
18	ちり紙	34,000ロール
19	なべ	750個
20	やかん	640個
21	食器類	4,050枚
22	バケツ	720個

23	ホリ袋	121,200枚
24	スイッチ・ライター	4,000個
25	ローソク	9,200本
26	懐中電灯	3,720個
27	乾電池	29,200個
28	卓上コンロ	230個
29	卓上ポンペ	8,250本

注 数量は、平成17年6月現在において厚政課が各協定先から報告を受けたものを集計したものである。

(3) 監理課

監理課は、土木建築部の主管課であり、災害発生時に必要な大型重機等を確保することを目的に、社団法人山口県建設業協会との間で大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。

県と社団法人山口県建設業協会とは、協定書において、随時連絡責任者及び機材の保有状況等について情報交換を行うこととされているが、そのような情報交換が行われていないことが認められた。

協定の内容が実効性のあるものとするためには、協定先との連携を密にし、定期的に機材の保有状況の確認を行う必要がある。

大型重機等の資機材の確保に係る協定先、機材名及び数量

協 定 先	締結年月日	機 材 名	数量(台)
社団法人山口県建設業協会 (対応業者 43社)	平成10年1月7日	ブルドーザ	52
		バックホー	268
		ホイールローダ	35
		ダンプトラック	212
		モーターグレーダ	27
		トラクタクレーン	71
		コンククリートミキサー車	79
可搬式ベルトコンベア	7		
コンブレッサ	56		
くい打ち機	3		

		ホイルクレーン	3
--	--	---------	---

注 数量は、平成17年3月現在において監理課が協定先から報告を受けた対応業者が保有する各機材の総数である。

(4) 河川課

河川課は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条の規定に基づく山口県水防計画（以下「水防計画」という。）の主管課であり、水防資器材の整備を所管している。

ア 水防計画

水防計画は、防災計画の中に「第3編第13章水防計画」として編入されており、水防資器材は防災資機材として活用されるものとして位置付けられている。

イ 水防資器材の整備

県は、水防法において、水防活動に関する総合調整を行うとともに、水防に要する水防資器材の融通等を通じて、市町村が十分な水防活動を実施することができ、その効果を発揮するために必要な事務を行うこととされていることから、水防資器材の整備について、定期的に市町村と協議し、計画的な整備を検討する必要がある。

(5) 薬務課

薬務課は、平成9年に策定した山口県災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、医薬品及び衛生材料等について、総合医療センターにおける備蓄及び山口県薬業卸協会ほか2団体との協定による流通備蓄を所管している。

県は、山口県災害時医薬品等供給マニュアルにおいて、総合医療センターにおいてラソニンゾグ備蓄を行うこととしている。

総合医療センターにおいて、医薬品・医療資器材を实地監査した結果、有効期限切れ又は有効期限切れ直前のものがあつたことから、ラソニンゾグ備蓄が有効に機能するよう管理方法等について検討する必要がある。

県は、山口県薬業卸協会、山口県製薬工業協会及び山口県医科器械組合との間で災害時の医薬品等調達に関する協定を締結している。

これらの団体は、協定書において、毎年、災害救助に必要な医薬品等の保有数量を県に報告することとされているが、報告をしていない団体があることから、協定書に基づき適切に対応する必要がある。

医薬品・医療資器材の流通備蓄に係る協定先及び品目

協 定 先	締結年月日	品 目	備 考

山口県薬業卸協会	平成9年7月3日	医薬品等	具体的な品目及び数量の定めはない。
山口県製菓工業協会	" " 8日	"	
山口県医科器械組合	" " "	衛生材料	

(6) 健康増進課

健康増進課は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき防疫活動を所管している。

災害発生時における防疫業務については、防災計画において、県の指示又は命令により被災市町村が実施することとされているが、県は、被災市町村の要請に基づいて防疫業務を行うために消毒用噴霧器を保有している。

消毒用噴霧器は、県内8箇所の健康福祉センターに配置され、各健康福祉センターにおいて管理されている。このうち、岩国健康福祉センター、柳井健康福祉センター、宇部健康福祉センター及び萩健康福祉センターにおいてその稼働状況の検査を行った結果、特に問題は認められなかった。

防災資機材の保有状況

(単位 台)

品 目	数		量	保 管 機 関
	計画(A)	実数(B)		
動力噴霧器(電動)	21	23	2	岩国健康福祉センター、柳井健康福祉センター、周南健康福祉センター、山口健康福祉センター、防府健康福祉センター、宇部健康福祉センター、長門健康福祉センター、萩健康福祉センター
手動噴霧器	12	13	1	福祉センター

(7) 生産流通課

生産流通課は、農林水産省が定める要綱及び要領に基づき、災害発生時における米穀及び乾パンの確保を所管している。

県は、同要綱において、県について、輸送体制の整備、精米、炊飯等を行う給食業者等との協定の締結等による被災者への供給体制の整備を定めるよう規定されているが、これらの具体的な方法等が定められていなかった。

協定書の内容が実効性のあるものとするためには、輸送業者、給食業者等の協力を得て、必要な体制を整備する必要がある。

要綱及び要領、品目並びに数量

農林水産省が定める要綱及び要領		品 目	数 量
「緊急食料調達・供給体制整備要綱」（平成8年1月17日）		米 穀	2,211 t

「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（昭和61年2月10日）

注 数量は、中国四国農政局山口農政事務所で備蓄している数量である。

(8) 廃棄物・リサイクル対策課

廃棄物・リサイクル対策課は、被災地における衛生環境を保持するため、衛生資機材（仮設トイレ）を確保することを目的として、山口県衛生仮設資材事業協同組合との間で災害時における仮設トイレの供給に関する協定を締結している。

協定書には、基本的な連絡系統は定められているものの、県及び山口県衛生仮設資材事業協同組合の担当者相互の具体的な連絡網等は定められていなかった。

協定書の内容が実効性のあるものとするためには、担当者相互の連携を密にする必要がある。

衛生資機材の流通備蓄に係る協定先、品目名及び数量

協 定 先	締結年月日	品 目	数 量
山口県衛生仮設資材事業協同組合	平成10年2月10日	仮設トイレ	2,100棟

注 数量は、平成17年6月現在において廃棄物・リサイクル対策課が把握している数量である。

(9) 健康福祉センター（共通事項）

各健康福祉センターは、災害救助物資の保管、救援物資の配送、被災地の防疫業務等を所管している。

各健康福祉センターは、健康福祉部が作成した健康福祉部防災マニュアル、災害救助マニュアルのほか、各健康福祉センター独自の手引書に基づき防災体制を整備するとともに、その内容を職員に周知している。

各健康福祉センターは、災害救助物資及び防疫資機材（以下「備蓄資機材」という。）を保管し、管理簿により適切に管理している。

(10) 岩国健康福祉センター

備蓄資機材は倉庫に保管されており、備蓄資機材の保管場所である旨を示す標示がされ、かつ、品目別に表示されて整理整頓とんされていた。

備蓄資機材の数量等を実地監査した結果、管理簿と一致し、品質等の問題も見受けられなかった。

実地監査の結果

品目	数		量	
	計画 (A)	実数 (B)	(B)	— (A)
毛布	1,400枚	1,400枚		0枚
タオルケット	300枚	300枚		0枚
給水ポリ袋	1,200枚	1,200枚		0枚
防水シート	134枚	134枚		0枚
動力噴霧器 (電動)	—	3台		—
手動噴霧器	—	2台		—

注 計画の数値は平成17年1月1日現在の災害救助マニュアルに記載されている数量であり、実数の数値は監査において確認した数量である。以下(11)の表、(12)の表及び(13)の表において同じ。

(11) 柳井健康福祉センター

備蓄資機材は、庁舎内と屋外倉庫の2箇所に分けて保管されており、それぞれ備蓄資機材の保管場所である旨を示す標示がされ、かつ、品目別に表示されて保管されていたが、室内が狭く、すき間なく積み上げられていたために、在庫の確認が困難であることから、保管方法について検討する必要がある。

備蓄資機材の数量等を実地監査した結果、管理簿と一致し、品質等の問題も見受けられなかった。

実地監査の結果

品目	数		量	
	計画 (A)	実数 (B)	(B)	— (A)
毛布	1,350枚	1,300枚		△50枚
タオルケット	300枚	300枚		0枚
給水ポリ袋	1,200枚	1,200枚		0枚
防水シート	162枚	157枚		△5枚
動力噴霧器 (電動)	—	3台		—

(12) 宇部健康福祉センター

備蓄資機材は、宇部健康福祉センターから離れたこのみ園に保管されており、備蓄資機材の保管場所である旨を示す標示がされ、かつ、品目別に表示さ

れて整理整頓とんされていた。

なお、保管場所である木造平屋建の建物が老朽化していることから、新たな保管場所について検討する必要がある。

備蓄資機材の数量等を実地監査した結果、管理簿と一致し、品質等の問題も見受けられなかった。

実地監査の結果

品目	数		量	
	計画 (A)	実数 (B)	(B)	— (A)
毛布	890枚	30枚		△860枚
タオルケット	300枚	300枚		0枚
給水ポリ袋	1,200枚	1,200枚		0枚
防水シート	400枚	400枚		0枚
動力噴霧器 (電動)	—	(6台)		—
手動噴霧器	—	(3台)		—

注 実数の欄の括弧書は、監査時において貸し出されていた数量である。

(13) 萩健康福祉センター

備蓄資機材は、会議室及び3箇所の車庫の合計4箇所に分けて保管されており、備蓄資機材の保管場所である旨を示す標示がされ、かつ、品目別に表示されて整理整頓とんされていた。

なお、車庫は、雨水が吹き込む可能性があることから、保管場所について検討する必要がある。

備蓄資機材の数量等を実地監査した結果、管理簿と一致し、品質等の問題も見受けられなかった。

実地監査の結果

品目	数		量	
	計画 (A)	実数 (B)	(B)	— (A)
毛布	215枚	215枚		0枚
タオルケット	65枚	65枚		0枚
給水ポリ袋	1,200枚	1,200枚		0枚
防水シート	20枚	20枚		0枚

動力噴霧器（電動）	—	2台	—
-----------	---	----	---

(14) 大島社会福祉事務所

大島社会福祉事務所は、災害発生時における災害救助物資の保管及び救援物資の配送等を所管しており、健康福祉部が作成した健康福祉部防災マニュアル及び災害救助マニュアルにより防災体制を整備するとともに、その内容を職員に周知している。

災害救助物資は、2箇所の会議室に分けて保管されており、保管場所を示す標示がされ、かつ、品目別に表示されて整理整頓されていた。

災害救助物資の数量等を実地監査した結果、管理簿と一致し、品質等の問題も見受けられなかった。

実地監査の結果 (単位 枚)

品 目	数		量	
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) — (A)	
毛布	110	110	0	
タオルケット	150	150	0	
給水ポリ袋	1,200	1,200	0	
防水シート	70	62	△8	

注 計画の数量は平成17年1月1日現在の災害救助マニュアルに記載されている数量であり、実数は監査において確認した数量である。

(15) 総合医療センター

ア 総合医療センターは、被災地における医療救護、患者の受入れ及び医薬品・医療資器材の備蓄に関する業務を所管している。

イ 医薬品・医療資器材についてはラシニソング備蓄を行っており、総合医療センター内の防災備蓄倉庫に、区分に応じてそれぞれジュラルミンケース、冷蔵庫及び別箱に整理して保管されていた。

総合医療センターは、在庫の管理をパソコンを使用して行っており、品目、包装単位、数量、購入価格、有効期限、納入業者等の事項を記録し、更新時に保管区分ごとの在庫の一覧表を出力し、ジュラルミンケース等に添付している。

ウ 医薬品・医療資器材の有効期限について抽出して確認した結果、有効期限切れのものが1品目、有効期限切れ直前のものが7品目あった。

ラシニソング備蓄は、経済性、効率性の点から望ましい方式であるが、有効

なラシニソング備蓄を継続するためには、定期的に点検を行う必要がある。
実地監査の結果

区 分	品 目	数		量		備 考
		計画(A)	実数(B)	(B)-(A)		
医薬品セット	抗生物質、麻酔薬、外用薬ほか81品目	9箱	9箱	0箱		
衛生材料セット	包帯、ガーゼ、ばん創こうほか58品目	9箱	9箱	0箱		
そ生・気管セット	そ生器、酸素用吸入器ほか23品目	3箱	3箱	0箱		ジュラルミンケース
診療・創傷セット	聴診器、血圧計、注射器ほか69品目	6箱	6箱	0箱		
事務用品セット	患者カルテ、救護日誌ほか39品目	3箱	3箱	0箱		
輸液類	ブドウ糖液、生理食塩水ほか11品目	1組	1組	0組		別箱
血液製剤等	トキソイド、解熱鎮痛消炎剤ほか4品目	1組	1組	0組		冷蔵庫

有効期限確認品目

区 分	品 目	有効期限	備 考
そ生・気管セット	カテーテル (5本)	平成17年8月	有効期限切れのもの
	気管切開チューブ(6本)	10月	有効期限切れ直前のもの
診療・創傷セット	気管内チューブ (3本)	"	"
	吸引カテーテル (10本)	"	"
	導尿バツゲ (5組)	"	"
衛生材料セット	尿検査試験紙 (1本)	9月	"
	手術用メス (20本)	10月	"
	カテーテル (5本)	"	"

注 有効期限の確認は、平成17年9月27日に行った。

(16) 土木事務所 (共通事項)

ア 土木事務所は、各地域において水防を中心とした防災業務を所管しており、各土木事務所が策定した「水防のしおり」等に災害発生時の応急体制について規定し、その内容を職員に周知している。

イ 各土木事務所が保管している水防資器材について、平成17年度の水防計画に記載された数量をもとに確認を行った結果、水防計画の数量と一致していないものがあった。これは、保管している水防資器材が、災害発生時の応急

報 告 書

対応だけでなく、通常の道路、河川等の維持管理にも使用されていることから、随時受払いが行われているためである。

また、水防計画の数量よりも不足しているものについては、緊急の場合、隣接の土木事務所からの応援体制が確保されるようになってきているとされている。

監査において確認した品目及び数量は、おおむね水防計画に定める数量等が確保されており、災害発生時の応急対応は可能であると認められた。

しかしながら、災害発生時に迅速かつ的確に対応するためには、平素から品目、数量等を的確に把握しておくことが重要であることから、定期的に品目、数量等を点検し、記録しておく必要がある。

ウ 水防資器材と他の物品等を混在して保管している土木事務所があった。水防資器材の定期点検及び搬出入の支障にならないようにするためには、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

エ 水防資器材を庫庫等の2階に保管している土木事務所（玖珂土木事務所、周南土木建築事務所、下関土木建築事務所及び萩土木建築事務所以外の土木事務所）においては、搬出入を電動のクレーンで行うこととしているが、この操作には操作資格を有する職員を必要とすることから、対応を検討しておく必要がある。

(17) 岩国土木建築事務所

水防資器材は、水防倉庫に保管されていたが、保管場所には不用となった備品、検査サンプル等が混在し、整理整とんされいなかったため、水防資器材の品目及び数量の確認が困難であった。水防資器材の定期点検及び搬出入を円滑に行うためには、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

実地監査の結果

品 目	数		量	
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) - (A)	(A)
スコップ	42丁	45丁		3丁
つるはし	8丁	9丁		1丁
くわ	16丁	15丁		△ 1丁
おの	1個	0個		△ 1個
掛矢	2個	6個		4個
かま	9丁	8丁		△ 1丁

ペンチ	0個	2個	2個
じょれん	28本	26本	△ 2本
ハンマー	1個	1個	0個
照明器具	0台	4台	4台
ロープ	900kg	15巻	—
くい	40本	40本	0本
鉄線	200本	0本	△200本
土のう袋	2,000枚	3,100枚	1,100枚
ブルーシート	138枚	123枚	△ 15枚

注 計画の数値は平成17年度の水防計画に記載されている数量であり、実数の数値は監査において確認した数量である。以下(18)の表から(30)の表までにおいて同じ。

(18) 玖珂土木事務所

水防資器材は、水防倉庫に保管されており、品目別に表示され、整理整とんされていた。

実地監査の結果

品 目	数		量	
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) - (A)	(A)
スコップ	25丁	25丁		0丁
つるはし	4丁	4丁		0丁
くわ	4丁	4丁		0丁
おの	3個	3個		0個
掛矢	3個	3個		0個
かま	10丁	10丁		0丁
ペンチ	4個	4個		0個
のこぎり	6本	6本		0本
じょれん	18本	18本		0本
ハンマー	2個	2個		0個
照明器具	1台	1台		0台
ロープ	219kg	27巻		—

品 目	計 画 (A)	実 数 (B)	量 (B) — (A)
くい	80本	80本	0本
鉄線	6本	6巻	—
土のう袋	1,900枚	1,900枚	0枚
ブルーシート	100枚	50枚	△50枚

(19) 柳井土木建築事務所

水防資器材は、車庫の2階に保管されていたが、水防資器材の保管場所である旨を示す標示がされていなかった。不用物品、検査サンプル等が混在していたため、一部の水防資器材の数量の確認が困難であった。水防資器材の品目及び数量の確認並びに搬出入を円滑に行うために、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

実地監査の結果

品 目	数			量 (B) — (A)
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) — (A)	
スコップ	5丁	3丁	△2丁	
つるはし	9丁	9丁	0丁	
くわ	5丁	1丁	△4丁	
じょれん	6本	5本	△1本	
照明器具	1台	0台	△1台	
ロープ	6kg	0kg	△6kg	
くい	400本	400本	0本	
土のう袋	5,000枚	5,000枚	0枚	
ブルーシート	120枚	—	—	

(20) 大島土木事務所

水防資器材は、倉庫の2階に保管されていたが、水防資器材の保管場所である旨を示す標示がされていなかった。水防資器材はおおむね品目別に区分されていたが、工事の関係書類が通路に積み上げられており、水防資器材の品目及び数量の確認が困難であった。水防資器材の品目及び数量の確認並びに搬出入を円滑に行うために、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

実地監査の結果

品 目	数			量 (B) — (A)
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) — (A)	
スコップ	50丁	50丁	0丁	
つるはし	15丁	15丁	0丁	
くわ	11丁	15丁	4丁	
おの	2個	2個	0個	
掛矢	7個	7個	0個	
かま	13丁	13丁	0丁	
ペンチ	4個	3個	△ 1個	
のござり	10本	10本	0本	
じょれん	16本	16本	0本	
ハンマー	5個	4個	△ 1個	
ロープ	30kg	1巻	—	
くい	430本	440本	10本	
鉄線	6本	6巻	—	
土のう袋	3,400枚	3,200枚	△200枚	
ブルーシート	120枚	120枚	0枚	

(21) 周南土木建築事務所

水防資器材は、水防倉庫に保管されており、おおむね品目別に区分して整理されていた。

実地監査の結果

品 目	数			量 (B) — (A)
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) — (A)	
スコップ	50丁	40丁	△10丁	
つるはし	10丁	8丁	△ 2丁	
くわ	4丁	4丁	0丁	
おの	2個	0個	△ 2個	

掛矢	15個	5個	△10個
かま	15丁	10丁	△5丁
ペンチ	1個	2個	1個
のこぎり	4本	5本	1本
じょれん	6本	6本	0本
ハンマー	2個	0個	△2個
ロープ	2,500kg	20巻	—
くい	100本	50本	△50本
鉄線	526本	11巻	—
土のう袋	1,100枚	1,100枚	0枚
フルーシート	120枚	96枚	△24枚

(22) 防府土木建築事務所

水防資器材は、車庫の2階に保管されていたが、水防資器材の保管場所である旨を示す標示がされていなかった。水防資器材はおおむね品目別に区分されていたが、水防資器材以外の資機材が混在していたため、数量の確認が困難であった。水防資器材の品目及び数量の確認並びに搬出入を円滑に行うために、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

実地監査の結果

品 目	数		量
	計 画 (A)	実 数 (B)	
スコップ	28丁	19丁	△ 9丁
つるはし	19丁	13丁	△ 6丁
くわ	4丁	4丁	0丁
おの	1個	1個	0個
掛矢	3個	3個	0個
かま	30丁	39丁	9丁
ペンチ	20個	20個	0個
のこぎり	4本	4本	0本
じょれん	16本	17本	1本

ハンマー	3個	2個	△ 1個
くい	400本	400本	0本
鉄線	3本	4巻	—
土のう袋	7,500枚	4,600枚	△2,900枚
フルーシート	67枚	67枚	0枚

(23) 山口土木建築事務所

水防資器材は、水防倉庫に保管されており、おおむね品目別に区分されていたが、水防資器材の他に他の物品が置いてあったため、水防資器材の搬出入が困難であった。水防資器材の搬出入を円滑に行うために、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

実地監査の結果

品 目	数		量
	計 画 (A)	実 数 (B)	
スコップ	14丁	14丁	0丁
つるはし	2丁	2丁	0丁
くわ	5丁	0丁	△5丁
おの	5個	0個	△5個
掛矢	3個	5個	2個
かま	14丁	0丁	△14丁
ペンチ	1個	0個	△1個
のこぎり	2本	0本	△2本
じょれん	10本	0本	△10本
ハンマー	1個	1個	0個
照明器具	1台	0台	△1台
ロープ	50kg	10巻	—
鉄線	50本	0本	△50本
土のう袋	2,300枚	2,800枚	500枚
フルーシート	72枚	78枚	6枚

(24) 阿東土木事務所
 水防資器材は、水防倉庫に整理整とんして保管されていた。
 実地監査の結果

品 目	数		量
	計 画 (A)	実 数 (B)	
スコップ	6丁	6丁	0丁
つるはし	10丁	10丁	0丁
くわ	7丁	7丁	0丁
おの	2個	2個	0個
掛矢	3個	3個	0個
かま	8丁	8丁	0丁
ペンチ	3個	3個	0個
のこぎり	3本	4本	1本
じょれん	10本	10本	0本
ハンマー	2個	2個	0個
照明器具	3台	4台	1台
ロープ	705kg	5巻	—
くい	60本	60本	0本
鉄線	180本	6巻	—
土のう袋	2,820枚	2,600枚	△220枚
ブルーシート	71枚	70枚	△ 1枚

(25) 宇部土木建築事務所
 水防資器材は、車庫の2階に保管されていたが、水防資器材の保管場所である旨を示す標示がされておらず、他の物品等と混在していたため、品目及び数量の確認が困難であった。水防資器材の品目及び数量の確認並びに搬出入を円滑に行うために、保管場所の整理整とんを図る必要がある。
 なお、車庫の屋根が腐食して穴が開いていたので、雨水が浸入しないように補修を行う必要がある。

実地監査の結果

品 目	数		量
	計 画 (A)	実 数 (B)	
スコップ	24丁	4丁	△ 20丁
つるはし	10丁	10丁	0丁
くわ	10丁	6丁	△ 4丁
おの	6個	6個	0個
掛矢	4個	2個	△ 2個
かま	25丁	17丁	△ 8丁
ペンチ	5個	4個	△ 1個
のこぎり	2本	2本	0本
じょれん	4本	4本	0本
ハンマー	5個	2個	△ 3個
照明器具	4台	4台	0台
ロープ	3kg	0kg	△ 3kg
くい	200本	200本	0本
鉄線	10本	0本	△ 10本
土のう袋	1,500枚	800枚	△700枚
ブルーシート	100枚	42枚	△ 58枚

(26) 美弥土木事務所
 水防資器材は、水防倉庫に保管されていた。保管場所には水防資器材の一覧表が掲示され、容易に品目及び数量の確認ができるように整理整とんされていた。
 実地監査の結果

品 目	数		量
	計 画 (A)	実 数 (B)	
スコップ	17丁	17丁	0丁
つるはし	20丁	20丁	0丁

くわ	45丁	40丁	△5丁
おの	6個	6個	0個
掛矢	5個	5個	0個
かま	68丁	68丁	0丁
ペンチ	13個	13個	0個
のこぎり	27本	23本	△4本
じょれん	7本	4本	△3本
ハンマー	3個	3個	0個
ロープ	58kg	58巻	—
くい	500本	500本	0本
鉄線	150本	3巻	—
土のう袋	17,000枚	17,000枚	0枚
フルーシート	120枚	88枚	△32枚

(27) 下関土木建築事務所

水防資器材は、水防倉庫に保管されており、おおむね品目別に区分されていますが、一部については、整理が十分でないために数量の確認が困難であった。水防資器材の品目及び数量の確認並びに搬出入を円滑に行うためには、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

実地監査の結果

品 目	数		量
	計 画 (A)	実 数 (B)	
スコップ	8丁	8丁	0丁
つるはし	11丁	7丁	△4丁
くわ	16丁	14丁	△2丁
おの	1個	0個	△1個
掛矢	1個	1個	0個
かま	10丁	25丁	15丁
ペンチ	1個	1個	0個

のこぎり	10本	10本	0本
じょれん	7本	12本	5本
ハンマー	1個	1個	0個
ロープ	680kg	72巻	—
土のう袋	8,000枚	7,400枚	△600枚
フルーシート	120枚	134枚	14枚

(28) 豊田土木事務所

水防資器材は、車庫に保管されていたが、水防資器材の保管場所である旨を示す標示がされていなかった。また、保管場所が整理整とんされていないために、水防資器材の品目及び数量の確認が困難であった。水防資器材の品目及び数量の確認並びに搬出入を円滑に行うためには、保管場所の整理整とんを図る必要がある。

実地監査の結果

品 目	数		量
	計 画 (A)	実 数 (B)	
スコップ	24丁	24丁	0丁
つるはし	2丁	2丁	0丁
掛矢	3個	3個	0個
かま	11丁	9丁	△2丁
ペンチ	5個	5個	0個
のこぎり	10本	10本	0本
じょれん	4本	4本	0本
ハンマー	6個	6個	0個
照明器具	9台	9台	0台
ロープ	3kg	3巻	—
くい	90本	90本	0本
鉄線	80本	80本	0本
土のう袋	400枚	1,435枚	1,035枚
フルーシート	30枚	30枚	0枚

(29) 長門土木建築事務所

水防資器材は、水防倉庫に保管されており、おおむね品目別に区分されていますが、一部については、整理が十分でないために数量の確認が困難であった。水防資器材の品目及び数量の確認並びに搬出入を円滑に行うためには、保管場所の整理整頓を図る必要がある。

実地監査の結果

品 目	数		量	
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) - (A)	(A)
スコップ	5丁	5丁	0丁	0丁
つるはし	1丁	5丁	4丁	4丁
くわ	2丁	2丁	0丁	0丁
おの	1個	1個	0個	0個
掛矢	1個	1個	0個	0個
かま	6丁	6丁	0丁	0丁
ペンチ	1個	1個	0個	0個
のこぎり	2本	2本	0本	0本
じょれん	3本	3本	0本	0本
ハンマー	1個	1個	0個	0個
ロープ	4kg	4巻	—	—
くい	50本	50本	0本	0本
鉄線	2本	80本	78本	78本
土のう袋	8,000枚	8,000枚	0枚	0枚
フルーシート	95枚	95枚	0枚	0枚

(30) 萩土木建築事務所

水防資器材は、庁舎から離れた萩港務所に隣接する水防倉庫に品目別に区分され整理して保管されていた。

なお、水防倉庫が老朽化していることから、今後、保管場所についての検討を行う必要がある。

実地監査の結果

品 目	数		量	
	計 画 (A)	実 数 (B)	(B) - (A)	(A)
スコップ	18丁	21丁	3丁	3丁
つるはし	20丁	26丁	6丁	6丁
くわ	1丁	1丁	0丁	0丁
掛矢	18個	19個	1個	1個
かま	0丁	8丁	8丁	8丁
のこぎり	24本	12本	△12本	△12本
ロープ	50kg	58巻	—	—
くい	100本	133本	33本	33本
鉄線	20本	0本	△20本	△20本
土のう袋	20,000枚	20,000枚	0枚	0枚
フルーシート	320枚	320枚	0枚	0枚

第3 結び

今回、防災計画に掲げられている防災資器材の管理等を中心に監査を実施したが、折しも、監査の実施期間中の平成17年9月に台風14号が本県を直撃し、県東部を中心に甚大な被害をもたらしたところである。

特に、被害が甚大であった美川町及び岩国市に対しては、自衛隊、消防機関等の防災関係機関が相互に連携して災害応急活動を実施するとともに、県は、防災資器材等の投入及び流通備蓄を活用した食料等の支援を実施したところであり、防災資器材の活用、流通備蓄が有効に機能したかどうか等、改めて防災体制の全般を見直す機会であったと考える。

また、県の行政改革により、組織の統廃合が行われることから、防災に関する事務を担当する部署においては、防災に関する業務を停滞させることなく、危機管理体制を維持し、迅速かつ機動的に対応することができるよう留意されたい。

行政の最も重要な責務は、地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から守り、県民の安心及び安全を確保していくことである。災害発生時に防災計画が的確に機能するよう、防災体制の一層の充実を図るとともに、今回の監査結果を踏まえ、職員においては、常に危機管理の意識を持って防災に関する業務に取り組むこ

とを望むものである。

平成十八年五月二十三日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）